

川内原子力発電所 1 号機 第 2 2 回定期検査の概要

1 . 関係法令

原子炉等規制法 第 4 3 条の 3 の 1 5 第 1 項 (施設定期検査)

原子炉等規制法 第 4 3 条の 3 の 1 6 第 1 項 (定期事業者検査)

2 . 施設定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用電源設備
- (9) 蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備

3 . 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え
燃料集合体 1 5 7 体のうち、約 3 分の 1 を取り替える。

4 . その他

平成 2 8 年熊本地震を受けた特別点検を実施する。

- ・ 原子炉圧力容器、格納容器、使用済燃料ピットの点検
- ・ 安全上重要なポンプ、ファンの基礎ボルト及び配管支持装置の点検
- ・ 原子炉を止める・冷やす・放射性物質を閉じ込めるための、原子炉の安全確保機能を持つ設備の作動試験
- ・ 原子炉停止用地震計、原子炉を停止するための信号を処理する安全上重要な計装機器、広報用地震計の点検 等

以 上